

【有害手引き3】

特定有害物質取扱事業場の規制

1 概要

(1) 特定有害物質取扱事業場

○特定有害物質取扱事業場とは、次の工場又は事業場を言います。

- ・ 特定有害物質の製造、使用又は処理を行っている工場又は事業場
- ・ 特定有害物質の製造、使用又は処理を行っていた工場又は事業場

○本手引きの対象は、水濁法で定める特定施設以外の施設で特定有害物質の製造、使用又は処理を行っている工場又は事業場が対象ですが、過去に特定有害物質の製造、使用又は処理を行っていた工場又は事業場の設置者にも規制があることにご注意ください。

(2) 特定有害物質

○特定有害物質は次の項目が該当します。（土対法施行令第1条、条例施行規則第31条）

第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	第二種特定有害物質 (重金属等)	第三種特定有害物質 (農薬等)
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	カドミウム及びその化合物	シマジン
四塩化炭素	六価クロム化合物	チオベンカルブ
1,2-ジクロロエタン	シアン化合物	チウラム
1,1-ジクロロエチレン	水銀及びその化合物	ポリ塩化ビフェニル
1,2-ジクロロエチレン	セレン及びその化合物	有機りん化合物
1,3-ジクロロプロペン	鉛及びその化合物	
ジクロロメタン	砒素及びその化合物	
テトラクロロエチレン	ふっ素及びその化合物	
1,1,1-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物	
1,1,2-トリクロロエタン		
トリクロロエチレン		
ベンゼン		

(3) 製造、使用又は処理

○製造、使用又は処理とは、次の行為を言います。

製造	当該特定施設において有害物質を製品として製造すること。
使用	当該特定施設において有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒等として使用すること。
処理	当該特定施設において有害物質又は有害物質を含む水を処理することを目的として有害物質を分解又は除去すること。

※詳細な運用は次のガイドライン等をご参照ください。

- ①H25.6 環境省「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（第1.1版）」
- ②H15.5.14 環境省通知「土壌汚染対策法第3条第1項の土壌汚染状況調査について」（環水土発 030514001）

(4) 窓口

香川県環境森林部環境管理課 土壌・水環境グループ 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県庁東館2階 TEL : 087-832-3218 MAIL : kankyokanri@pref.kagawa.lg.jp
--

※高松市内の工場又は事業場については、高松市役所が管轄しています。

高松市環境局環境指導課

〒760-0080 香川県高松市木太町 2282-1 環境業務センター内

TEL : 087-839-2380

(5) 提出部数・手数料

2部（1部は控えとして返却します。）

いずれの手続きも手数料は不要です。

2 条例に基づく土壌・地下水汚染対策に関する規制

2. 1 土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の防止

対象	何人も
内容	特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をみだりに埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させてはならない。

(根拠：条例第 44 条)

2. 2 特定有害物質の製造等を行う施設の構造

対象	特定有害物質の製造、使用又は処理を行う工場又は事業場を設置しようとし、又は設置している者
内容	特定有害物質の製造、使用又は処理を行う施設について、規則で定める構造に関する基準を遵守するよう努めなければならない。

(根拠：条例第 45 条)

【解説】

○特定有害物質の製造等を行う施設の構造に関する基準は次のとおりです。(条例施行規則第 32 条)

- ①特定有害物質の製造等を行う施設及びその周辺の床は、コンクリート構造等の十分な強度を有するものであって、その表面は、不浸透性及び耐薬品性を有する材質で被覆されていること。
- ②特定有害物質の製造等を行う施設から特定有害物質を含む薬液等が飛散し、流出し、又は地下に浸透しないよう不浸透性及び耐薬品性を有する防液堤等を設置し、かつ、その容量を十分に確保すること。
- ③特定有害物質の製造等を行う施設は、床面から離して設置する等容易に点検することができるものとする。

2. 3 特定有害物質の取扱量等の記録

対象	特定有害物質の製造、使用又は処理を行う工場又は事業場を設置している者
内容	規則で定めるところにより、製造等を行う特定有害物質の量その他の事項を記録しておかなければならない。

(根拠：条例第 46 条)

【解説】

○記録する事項は次のとおりです。(条例施行規則第 33 条)

- ①特定有害物質の製造等を行う施設の名称、設置場所及び使用期間
- ②製造等を行う特定有害物質の種類及び量
- ③特定有害物質の製造等を行う施設における作業を含む工程
- ④特定有害物質の排出及び廃棄の方法

2. 4 特定有害物質の飛散等の点検等

対象	特定有害物質の製造、使用又は処理を行う工場又は事業場を設置している者
内容	○特定有害物質の製造等を行う施設からの特定有害物質の飛散、流出又は地下への浸透の有無を定期的に点検し、その結果を記録しておかなければならない。 ○点検の結果等から、当該工場又は事業場の敷地内において特定有害物質が地下に浸透しているおそれがあるときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該箇所の周辺の土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況を調査しなければならない。

(根拠：条例第 47 条)

【解説】

○土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査について、特定有害物質の種類ごとの測定の種類及び測定方法は次のとおりです。

<測定の種類> (条例施行規則第 34 条第 1 項)

区分	測定の種類
第一種特定有害物質	土壌ガス測定 土壌溶出量測定 (※) 地下水測定
第二種特定有害物質	土壌溶出量測定 土壌含有量測定 地下水測定
第三種特定有害物質	土壌溶出量測定 地下水測定

※土壌ガス測定で土壌ガスが検出された場合は、土壌溶出量測定を実施する。

<測定の種類ごとの測定方法> (条例施行規則第 34 条第 2 項～第 5 項)

測定の種類	測定方法
土壌ガス測定	土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法 (平成 15 年環境省告示第 16 号)
土壌溶出量測定	土壌溶出量調査に係る測定方法 (平成 15 年環境省告示第 18 号)
土壌含有量測定	土壌含有量調査に係る測定方法 (平成 15 年環境省告示第 19 号)
地下水測定	地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法 (平成 15 年環境省告示第 17 号)

2. 5 特定有害物質に関する事故時の措置

対象	特定有害物質の製造、使用又は処理を行う工場又は事業場を設置している者（水濁法第2条第6項に規定する特定事業場及び同法第14条の2第2項に規定する指定事業場を除く。）
内容	○当該工場又は事業場において施設の破損その他の事故が発生し、特定有害物質が地下に浸透したことにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く特定有害物質の浸透の防止のための応急の措置を講ずる。 ⇒その事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。
時期	速やかに
様式	県独自様式1 事故報告書

(根拠：条例第48条第1項)

【解説】

(1) 通報

- 有害物質を含む水若しくは排水基準に適合しないおそれがある水が当該工場又は事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該工場又は事業場から地下に浸透した場合は、速やかに関係機関へ通報してください。
- 関係機関としては、次の機関が挙げられます。工場又は事業場の立地する地域や事業内容に応じた緊急連絡網を作成し、備えてください。

環境関係	管轄する県保健福祉事務所等、市町環境担当部署
災害関係	県警察、消防署、海上保安庁
管理者等	河川管理者、下水道管理者、水道事業者、 利水関係機関（漁業団体、土地改良区等）

(2) 応急の措置をとるべきことの命令

- 知事は、工場又は事業場を設置している者が応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、応急の措置をとるべきことを命ずることができます。（条例第48条第2項）

2. 6 特定有害物質による土壌又は地下水の汚染の状況の調査

対象	特定有害物質取扱事業場を設置している者
内容	当該特定有害物質取扱事業場における特定有害物質による土壌又は地下水の汚染の状況を調査するよう努めなければならない。

(根拠：条例第49条)

【解説】

- 調査方法は2. 4を参照してください。

2. 7 特定有害物質による土壌又は地下水の汚染の状況の調査

対象	特定有害物質取扱事業場を設置している者
内容	当該特定有害物質取扱事業場の敷地内において、土壌又は地下水の汚染に係る基準を超える特定有害物質による土壌又は地下水の汚染を発見したときは、その旨を知事に届け出なければならない。
時期	速やかに
様式	条例様式第 10 号 汚染発見届出書

(根拠：条例第 50 条)

【概要】

(1) 土壌又は地下水の汚染に係る基準

○土壌又は地下水の汚染に係る基準には土壌溶出量基準、土壌含有量基準及び地下水基準の 3 種類の基準（次ページを参照。）があり、いずれかの基準を超過した場合は、汚染発見時の届出が必要です。（条例施行規則第 35 条）

(2) 汚染発見時の届出を要しない場合

○土壌汚染の発見が次によるものである場合は、汚染発見時の届出は必要ありません。（条例施行規則第 35 条の 2）

①土対法第 3 条第 1 項、第 3 条第 8 項、第 4 条第 3 項、第 5 条第 1 項に基づく調査である場合

②土対法第 4 条第 2 項に基づき土壌汚染状況調査結果報告書を提出した場合

③土対法第 14 条第 1 項に基づき指定の申請書を提出した場合

(3) 汚染発見時の届出後の対応

○汚染発見時の届出を行った場合は、土対法に基づく要措置区域等に指定された場合を除いて、工場又は事業場を設置していた者等は汚染拡大防止計画を作成・提出し、必要な措置を講じなければなりません。（条例第 57 条～第 59 条）

2. 8 事業者の責務

対象	事業者
内容	その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

(根拠：水濁法第 14 条の 4)

【解説】

○汚水又は廃液を公共用水域に排出させ、又は地下に浸透させる全ての事業者（事業活動を行う者一般）を対象としています。

○本規定に基づく措置は、事業者の自主的な判断の下に実施されるものであり、事業場に排水水等の測定又は公共用水域等の汚濁の防止のための措置を強制するものではありません。

○具体的な措置としては、例えば、事業活動に伴う汚水又は廃液の排出先の把握、汚濁の負荷の低減に資する施設の整備及び維持管理等が想定されています。

<参考> 土壌又は地下水の汚染に係る基準

	項目	溶出量基準	含有量基準	地下水基準
第一種特定有害物質	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002mg/ℓ以下	/	0.002mg/ℓ以下
	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下		0.002mg/ℓ以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下		0.004mg/ℓ以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下		0.1mg/ℓ以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下		0.04mg/ℓ以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下		0.002mg/ℓ以下
	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下		0.02mg/ℓ以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下		0.01mg/ℓ以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		1mg/ℓ以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下		0.006mg/ℓ以下
	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下		0.03mg/ℓ以下
	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下		0.01mg/ℓ以下
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物		0.01mg/ℓ以下
六価クロム化合物		0.05mg/ℓ以下	250mg/kg 以下	0.05mg/ℓ以下
シアン化合物		検出されないこと	(遊離シアン) 50mg/kg 以下	検出されないこと
水銀及びその化合物		0.0005mg/ℓ以下 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと	15mg/kg 以下	0.0005mg/ℓ以下 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01mg/ℓ以下	150mg/kg 以下	0.01mg/ℓ以下
鉛及びその化合物		0.01mg/ℓ以下	150mg/kg 以下	0.01mg/ℓ以下
砒素及びその化合物		0.01mg/ℓ以下	150mg/kg 以下	0.01mg/ℓ以下
ふっ素及びその化合物		0.8mg/ℓ以下	4000mg/kg 以下	0.8mg/ℓ以下
ほう素及びその化合物		1mg/ℓ以下	4000mg/kg 以下	1mg/ℓ以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003mg/ℓ以下	/	0.003mg/ℓ以下
	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下		0.02mg/ℓ以下
	チウラム	0.006mg/ℓ以下		0.006mg/ℓ以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと		検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと		検出されないこと